

平成27年6月11日開会
平成 年 月 日閉会

平成27年 第3回

埴町議会定例会提出議案

| 議案番号 | 議案等名 | ページ |
|--------|---------------------------------|-----|
| 承認第 2号 | 専決処分について（専決第3号） | |
| 承認第 3号 | 専決処分について（専決第4号） | |
| 承認第 4号 | 専決処分について（専決第5号） | |
| 承認第 5号 | 専決処分について（専決第6号） | |
| 承認第 6号 | 専決処分について（専決第7号） | |
| 承認第 7号 | 専決処分について（専決第8号） | |
| 議案第45号 | 埜町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案第46号 | 埜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案第47号 | 埜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案第48号 | 埜町過疎地域自立促進計画の変更について | |
| 議案第49号 | 大字及び字の区域の変更について | |
| 議案第50号 | 平成27年度埜町一般会計補正予算（第1号） | |
| 議案第51号 | 平成27年度埜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） | |
| 議案第52号 | 平成27年度埜町介護保険特別会計補正予算（第1号） | |
| 報告第 1号 | 平成26年度埜町繰越明許費繰越計算書について | |
| 報告第 2号 | 法人の経営状況について | |
| 報告第 3号 | 法人の経営状況について | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|--|----|---|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 5 |
| 提出時期 | 平成 27 年 6 月 (定例会・臨時会) | | |
| 案件名 | 専決処分について (専決第 6 号) | | |
| 要 旨 | <p>【改正理由】 地方税法等の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 2 号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令 (平成 27 年政令第 161 号) 及び地方税法施行規則の一部を改正する省令 (平成 27 年総務省令第 38 号) が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、いずれも原則として平成 27 年 4 月 1 日から施行されるため、関連する部分を改正する必要性が生じたもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 軽自動車税の二輪車、小型特殊自動車等の平成 27 年度適用の 1 年延期 ② 四輪車等のグリーン化特例 (軽課) の導入 ③ 固定資産税のわがまち特例の適用期限の 2 年延長及び新規対象の追加 ④ たばこ税の旧 3 級品の税率の見直し ⑤ 番号法改正に伴う規定の整備 <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日 ただし、たばこ税率は平成 28 年 4 月 1 日、番号法施行の日は平成 28 年 1 月 1 日</p> | | |
| 担当課 | 町民課 | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|--|----|---|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 6 |
| 提出時期 | 平成 27 年 6 月 (定例会・臨時会) | | |
| 案件名 | 専決処分について (専決第 7 号) | | |
| 要 旨 | <p>【改正理由】 山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されるため、関連する部分を改正する必要が生じたもの。</p> <p>【具体的な内容】 過疎法の適用期限の延長 平成 27 年 3 月 1 日⇒平成 29 年 3 月 31 日</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日</p> | | |
| 担当課 | 町民課 | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|---|----|---|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 7 |
| 提出時期 | 平成 27 年 6 月 (定例会・臨時会) | | |
| 案件名 | 専決処分について (専決第 8 号) | | |
| 要 旨 | <p>【改正理由】</p> <p>地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されたことにより、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性確保及び低所得者層の保険税負担軽減を図るため、平成 27 年度から国民健康保険税条例の一部を改正するもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>(1) 基礎課税額、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の課税限度額を引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎課税額 51 万円を 52 万円に引上げ。 ・後期高齢者支援金分 16 万円を 17 万円に引上げ。 ・介護納付金分 14 万円を 16 万円に引上げ。 <p>(2) 低所得者の国民健康保険税軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 割軽減判定所得 算定に当たり被保険者数に乗ずる金額を 24 万 5 千円から 26 万円に引上げ。 ・2 割軽減判定所得 算定に当たり被保険者数に乗ずる金額を 45 万円から 47 万円に引上げ。 <p>(3) 租税条約適用配当等に係る国民健康保険税課税の特例について、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分については、施行期日を平成 28 年 1 月 1 日へ改正する。</p> <p style="text-align: right;">(改正前：平成 29 年 1 月 1 日施行)</p> <p>【施行期日】</p> <p>上記 (1) 及び (2) については平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>上記 (3) については平成 28 年 1 月 1 日から施行する。</p> | | |
| 担当課 | 町民課 | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|--|----|----|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 45 |
| 提出時期 | 平成 27 年 6 月 (定例会・臨時会) | | |
| 案件名 | 埴町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について | | |
| 要 旨 | <p>【改正理由】 新センター完成に伴う、所在地変更をするため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【具体的な内容】 第2条見出し（名称及び位置）を（位置）に改正し、 同2条を「施設は埴町大字竹之内字草田16番地に置く。」 に改正する。</p> <p>【施行期日】 平成27年8月1日から施行する。</p> | | |
| 担当課 | 学校給食センター | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|---|----|----|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 46 |
| 提出時期 | 平成27年6月（定例会）・臨時会） | | |
| 案件名 | 埴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | | |
| 要 旨 | <p>【改正理由】 平成27年度国民健康保険税の賦課するため、必要額から税を算定するにあたり、按分率の改正が必要となるもの。</p> <p>【具体的な内容】 国保税の算定基礎となる医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれの所得割及び資産割の率の改正、被保険者均等割及び世帯別平等割の額を改正する。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行する。</p> | | |
| 担当課 | 町民課 | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|---|----|----|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 47 |
| 提出時期 | 平成27年6月（定例会・臨時会） | | |
| 案件名 | 埜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | | |
| 要 旨 | <p>【制定理由】 介護保険法施行令の一部改正に伴い関係条文を改正しようとするもの。</p> <p>【具体的な内容】 介護保険料の所得区分第1段階の保険料を3,000円引き下げ年額27,000円とする。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行する。（平成27年度分から適用）</p> | | |
| 担当課 | 健康福祉課 | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|---|----|----|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 48 |
| 提出時期 | 平成 27 年 6 月 (定例会)・臨時会) | | |
| 案件名 | 埜町過疎地域自立促進計画の変更について | | |
| 要 旨 | <p>【改正理由】 平成 27 年度に実施予定の事業を過疎対策事業債の対象とするため、埜町過疎地域自立促進計画を変更するもの。</p> <p>【具体的な内容】 埜町過疎地域自立促進計画を変更し、平成 27 年度に実施予定の「町道西河内塩沢線（舗装）」「町道川上東河内線（開設）」「町道北野松岡線（舗装）」「町道阿武隈 26 号線（舗装）」「町道上福沢 1 号線（舗装）」「宮田橋（橋りょう補修）」「向橋（橋りょう補修）」「道路ストック総点検事業」「テニスコート改修工事」「定住促進住宅整備事業」の各事業を計画内へ追加する。</p> | | |
| 担当課 | 総務課 | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|--|----|----|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 49 |
| 提出時期 | 平成27年6月(定例会・臨時会) | | |
| 案件名 | 大字及び字の区域の変更について | | |
| 要 旨 | <p>【改正理由】 地籍調査に伴い「大字及び字の区域の変更」が生じたもの。</p> <p>【具体的な内容】 地籍調査事業「中塚2地区」において、①飛地になっている土地を隣接する字に区域を変更、②道路、水路の中が字界になっている場合に一方の字に区域を変更するため、議会の議決を求めるもの。</p> <p>【施行期日】 国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から施行するものとする。</p> | | |
| 担当課 | まち整備課 | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|---|----|---|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 1 |
| 提出時期 | 平成 27 年 6 月 (定例会・臨時会) | | |
| 案件名 | 平成 26 年度埴町繰越明許費繰越計算書について | | |
| 要 旨 | <p>【報告理由】 地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年度埴町繰越明許費繰越計算書を議会へ報告するもの。</p> <p>【具体的な内容】 防災拠点施設用備品整備事業外 21 事業について、繰越限度額 12 億 7,382 万 8 千円のうち 12 億 7,224 万 7 千円を平成 27 年度に繰り越して執行するもの。</p> | | |
| 担当課 | 総務課 | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|--|----|---|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・ 報告 | 番号 | 2 |
| 提出時期 | 平成 27 年 6 月 (定例会 ・臨時会) | | |
| 案件名 | 法人の経営状況について | | |
| 要 旨 | <p>【報告理由】 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、白河地方土地開発公社の平成 26 年度経営状況を議会へ報告するもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度事業計画 ・平成 26 年度事業報告 ・財務諸表 | | |
| 担当課 | まち整備課 | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|---|----|---|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 3 |
| 提出時期 | 平成 27 年 6 月 (定例会・臨時会) | | |
| 案件名 | 法人の経営状況について | | |
| 要 旨 | <p>【報告理由】 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、株式会社埴町振興公社の平成 26 年度経営状況を議会へ報告するもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 18 期決算報告書 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日) ・事業報告書 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日) ・監査報告書 | | |
| 担当課 | まち振興課 | | |